

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 } 3 時間
無線工学 2 4 問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、電波法の目的及び電波法に規定する用語の定義を述べたものである。電波法（第 1 条及び第 2 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法は、電波の A な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ② 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための B をいう。
- ③ 「無線局」とは、無線設備及び C の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A	B	C
1 有効かつ適正	通信設備	無線設備の操作を行う者
2 公平かつ能率的	通信設備	無線設備の操作の監督を行う者
3 公平かつ能率的	電氣的設備	無線設備の操作を行う者
4 有効かつ適正	電氣的設備	無線設備の操作の監督を行う者

[2] 次に掲げる事項のうち、無線局の予備免許を受けた者が総務大臣から指定された工事落成の期限（工事落成の期限の延長があったときは、その期限）経過後 2 週間以内に電波法第 1 0 条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出をしないときに、総務大臣から受ける処分に該当するものはどれか。電波法（第 1 1 条）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の予備免許を取り消される。
- 2 速やかに工事を落成するよう命ぜられる。
- 3 工事落成期限の延長の申請をするよう命ぜられる。
- 4 無線局の免許を拒否される。

[3] 次の記述は、受信設備の条件について述べたものである。電波法（第 2 9 条）及び無線設備規則（第 2 4 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて A の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が A の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と B の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が C 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第 2 4 条（副次的に発する電波等の限度）第 2 項以下の規定において、別段の定めがあるものは②にかかわらず、その定めるところによるものとする。（注）

注 衛星基幹放送の受信装置については、②に加え、その定めるところによるものとする。

A	B	C
1 他の無線設備	電氣的常数	4 ナノワット
2 重要無線通信に使用する無線設備	利得及び能率	4 ナノワット
3 重要無線通信に使用する無線設備	電氣的常数	4 ミリワット
4 他の無線設備	利得及び能率	4 ミリワット

[4] 次の記述は、周波数に関する定義を述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の A の周波数をいう。
- ② 「特性周波数」とは、与えられた発射において B をいう。
- ③ 「基準周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、特性周波数が発射によって占有する周波数帯の A の周波数に対してもつ偏位と同一の C 及び同一の符号をもつものとする。

	A	B	C
1	下限	容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数	相対値
2	下限	必要周波数帯に隣接する周波数	絶対値
3	中央	容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数	絶対値
4	中央	必要周波数帯に隣接する周波数	相対値

[5] 次の記述のうち、周波数の安定のための条件について、無線設備規則（第15条及び第16条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起り得る気圧の変化によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。
- 2 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものでなければならない。
- 3 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り外囲の温度又は湿度の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- 4 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。

[6] 次の記述のうち、無線局（アマチュア無線局及び登録局を除く。）の無線設備の操作の監督を行う者として選任される主任無線従事者等について、電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の7）に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- 2 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に選任の日から3箇月以内に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う訓練を受けさせなければならない。
- 3 無線局の免許人によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- 4 無線局の免許人によりその選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者が総務省令で定める職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。

[7] 次の記述のうち、一般通信方法における無線通信の原則について、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信は、試験電波を発射した後でなければ行ってはならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 4 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

[8] 次の記述は、非常時運用人による無線局（登録局を除く。）の運用について述べたものである。電波法（第 7 0 条の 7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

① 無線局（注 1）の免許人は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うときは、当該無線局の免許が効力を有する間、 A ことができる。

注 1 その運用が、専ら電波法第 3 9 条（無線設備の操作）第 1 項本文の総務省令で定める簡易な操作によるものに限る。以下同じ。

② ①により無線局を自己以外の者に運用させた免許人は、遅滞なく、当該無線局を運用する非常時運用人（注 2）の氏名又は名称、 B その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

注 2 当該無線局を運用する自己以外の者をいう。以下同じ。

③ ②の免許人は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、非常時運用人に対し、 C を行わなければならない。

A	B	C
1 当該無線局を自己以外の者に運用させる	非常時運用人が指定した運用責任者の氏名	無線設備の取扱いの訓練
2 総務大臣の許可を受けて当該無線局を自己以外の者に運用させる	非常時運用人による運用の期間	無線設備の取扱いの訓練
3 当該無線局を自己以外の者に運用させる	非常時運用人による運用の期間	必要かつ適切な監督
4 総務大臣の許可を受けて当該無線局を自己以外の者に運用させる	非常時運用人が指定した運用責任者の氏名	必要かつ適切な監督

[9] 次の記述は、電波の質等について述べたものである。電波法（第 2 8 条及び第 7 2 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

① 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

② 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が①の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に A の停止を命ずることができる。

③ 総務大臣は、②の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が①の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に B させなければならない。

④ 総務大臣は、③により発射する電波の質が①の総務省令で定めるものに適合しているときは、 C しなければならない。

A	B	C
1 電波の発射	電波を試験的に発射	直ちに②の停止を解除
2 無線局の運用	電波を試験的に発射	当該無線局に対してその旨を通知
3 電波の発射	電波の質の測定結果を報告	当該無線局に対してその旨を通知
4 無線局の運用	電波の質の測定結果を報告	直ちに②の停止を解除

[10] 次の記述のうち、総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令に適合するものはどれか。電波法（第 7 1 条）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

1 総務大臣は、電波の能率的な利用の確保その他特に必要があると認めるときは、当該無線局の電波の型式又は周波数の指定を変更することができる。

2 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

3 総務大臣は、無線局が他の無線局に混信その他の妨害を与えていると認めるときは、当該無線局の電波の型式、周波数又は空中線電力の指定を変更することができる。

4 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、無線局の運用に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は無線局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

[11] 次に掲げる無線設備の操作のうち、第一級陸上特殊無線技士の資格を有する無線従事者が行うことのできるものに該当するものはどれか。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 超短波放送を行う基幹放送局の空中線電力500ワット以下の無線設備の技術操作
- 2 陸上の無線局の空中線電力500ワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で30メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作
- 3 陸上の無線局の空中線電力250ワット以下の無線設備で30メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものの技術操作
- 4 陸上の無線局の空中線電力1キロワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で25,010キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作

[12] 次の記述は、空中線電力が1ワットを超える基地局の検査等について述べたものである。電波法（第73条）及び電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を当該基地局に派遣し、その無線設備等（無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう。以下同じ。）を検査させる。
- ② ①の検査は、当該基地局の免許人から、①により総務大臣が通知した期日の A 前までに、当該基地局の無線設備等について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項又は第24条の12（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があったときは、①にかかわらず、 B することができる。
- ③ 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に C なければならない。

	A	B	C
1	1箇月	省略	報告し検査を受け
2	3箇月	省略	報告し
3	3箇月	その一部を省略	報告し検査を受け
4	1箇月	その一部を省略	報告し